



全社協・地域福祉部 News File No.62

令和3年2月16日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

災害地支援・災害ボランティア情報

- 令和3年2月福島県沖を震源とする地震

未来の豊かな“つながり”アクション

- シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介！！
(埼玉県・埼玉県社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協出版部「月刊福祉（2021年3月号）特集：災害への対応はすすんだかー東日本大震災から10年を受けてー」
- 全社協出版部「民生委員・児童委員必携 第65集」

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日）及び「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」（令和3年2月8日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」（令和3年2月12日）
- 厚生労働省「第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」（令和3年2月9日）
- 厚生労働省「第2回社会福祉法人会計基準等検討会」（令和3年2月15日）
- 厚生労働省「第3回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」（令和3年2月8日）
- 厚生労働省「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件（案）に関するパブリックコメント」（締切：令和3年3月2日）
- 厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する件（案）に関するパブリックコメント」（締切：令和3年3月4日）

情報提供・ご案内

- 東京ボランティア・市民活動センター「市民学習コーディネーター推進事業報告会ー「市民」が「市民学習」をすすめるために」（令和3年3月6日）

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部、市区町村社会福祉協議会

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

被災地支援・災害ボランティア情報

令和3年2月福島県沖を震源とする地震

令和3年2月13日(土)23時7分に発生した福島県沖を震源とする地震では、宮城県及び福島県内で最大震度6強の強い揺れを観測しました。現在も余震が続いており、9県で人的被害、4県で住家被害が生じています(2月15日5時30分現在、総務省消防庁調べ)。

総務省消防庁 災害情報一覧

<https://www.fdma.go.jp/disaster/#anchor--01>

内閣府 防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

● 被災地各県・指定都市社協が情報収集中

被害の生じている各県・指定都市社協では、当該市区町村社協を通じて被害状況、支援活動や災害ボランティアについて情報を集約しています。また、全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターでは、各県・指定都市社協と連携して情報を集約しています。

● 災害ボランティア活動の動きについて

震度6強・6弱を記録した宮城県及び福島県内では、2月15日(月)現在、一部の市町社協により片付けなどのボランティアを募集している状況です。なお、現時点では被害規模が大きいこと、また新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が必要なことから、募集を行っている市町社協では、ボランティアの募集範囲を当該市町在住の方としています。

● 災害救助法適用(福島県内17市町)

福島県は、県内8市9町に対して、発災日に遡り災害救助法を適用しました。

(災害救助法適用市町)

福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町、広野町、楡葉町、富岡町、浪江町、新地町

全社協 被災地支援・災害ボランティア情報

<https://www.saigaivc.com/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第1報)

<https://www.saigaivc.com/20210214/>

全社協 令和3年2月福島県沖を震源とする地震(第2報)

<https://www.saigaivc.com/20210215/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介！！

(埼玉県・埼玉県社会福祉協議会)

コロナ禍で、活動の自粛や休止が余儀なくされている中、各市町村では地域の生活支援を維持すべく、自治体や生活支援コーディネーター、協議体等の関係者が協働し、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた形で、新たな活動が行われています。

一方で、「どのように活動していけばよいか」「他市町村はどうしているのか」という相談も多く寄せられています。

そこで、**埼玉県社会福祉協議会**では、「シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介」の Facebook ページを開設。県内各市町村の生活支援コーディネーターの取り組みや地域活動の情報を紹介しています。

【紹介している例】

- 3密を避けるために人数制限を設け、換気・消毒を徹底した買い物支援事業
- 会えない期間のコミュニケーションツールとして、通信・チラシなど紙媒体を活用
- zoom を活用した協議体の開催や地域支えあい活動についての YouTube 動画配信

Facebook を見た方からは、「紹介されていた取り組みを参考に新しい活動を検討した」「自分たちの取り組みが紹介されたことでモチベーションが上がった」といった声を頂いています。

コロナ禍において、どのように住民主体の活動を進めていくべきか、悩んでいる自治体や生活支援コーディネーター、協議体等の関係者に対し、今後の活動のヒントやモチベーションアップにつながるよう、引き続き、情報を発信していきます。



「シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介」Facebook ページ
<https://www.facebook.com/fukushisaitama.syakitamakun.sc>

未来の豊かなつながりアクション 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協出版部「月刊福祉（2021年3月号）特集：災害への対応はすすんだか－東日本大震災から10年を受けて－」

『月刊福祉』3月号の特集テーマは「災害への対応はすすんだか－東日本大震災から10年を受けて－」です。

東日本大震災後も全国でさまざまな災害が毎年のように発生し、災害にどう対応するかはすべての福祉関係者にとっての重要テーマとなっています。震災時の教訓が10年たって今にどのように引き継がれているのかを確認し、これからの災害対策・災害時支援にあたって福祉関係者に何が求められるのかを検討します。

月刊福祉（2021年3月号）特集：災害への対応はすすんだか－東日本大震災から10年を受けて－

▼特集▼災害への対応はすすんだか－東日本大震災から10年を受けて－

【論点Ⅰ】求められる被災者支援とは

栗原 英文（コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do 代表）

【論点Ⅱ】災害時要配慮者を置き去りにしない

平野 みどり（認定特定非営利活動法人DPI〈障害者インターナショナル〉日本会議 議長）

【論点Ⅲ】災害時の支援人材の力をより活かすために

李 仁鉄（にいがた災害ボランティアネットワーク 理事長）

【論点Ⅳ】専門職による福祉支援に求められる専門性とは

武田 康晴（華頂短期大学幼児教育学科 教授）

【論点Ⅴ】行政と社協・NPOの連携は深まったか

弘中 秀治（宇部市総合戦略局ICT・地域イノベーション推進グループ リーダー）

【論点Ⅵ】災害時における福祉施設の役割について

野田 毅（社会福祉法人東北福祉会 本部事務局次長）

【論点Ⅶ】災害時の支援のための財源をどう確保するか

阿部 陽一郎（社会福祉法人中央共同募金会 事務局長）

【座談会】東日本大震災から10年、被災地の現在

宇土沢 学（岩手県社会福祉協議会 事務局長）

須田 めぐみ（女川町社会福祉協議会 主任）

大内 敏文（社会福祉法人南相馬福祉会 理事長）

高橋 良太（全国社会福祉協議会 地域福祉部長）〈司会〉



〔発売価格〕1,068円(本体：971円)

▼視点－これからの社会福祉の展望▼

【視点Ⅰ】「福祉の専門職に求められる「行動する能力」とは」

山崎 美貴子（神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授）

【視点Ⅱ】「健康長寿と社会参加・社会貢献－コロナ禍を乗り越えて」

藤原 佳典（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 社会参加と地域保健研究チーム・研究部長（チームリーダー））

▼実践マネジメント講座▼

【Part 1】社会福祉法人経営者が備えるべき「中長期計画策定」の視点（第10回）

「中長期計画策定の実践②（後半）－経営戦略と中長期計画の策定」

井塚 啓文（社会福祉法人愛児会 常務理事）

【Part 2】法人経営におけるガバナンスを学ぶ（第22回）

「WEB会議や決議省略と議論の形骸化」

菅田 正明（法律事務所 First Penguin 代表、弁護士・社会保険労務士）

【Part 3】ソーシャル・アドミニストレーションの視点から考える人材確保・人材育成（第1回）

「学生・求職者側に立った採用活動を考える」

北本 佳子（昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 生活機構研究科福祉社会研究専攻 教授）

▼災害から学ぶ災害に備える▼

「第10回被災地の今－平成30年北海道胆振東部地震」

篠原 辰二（一般社団法人 Wellbe Design 理事長）

「平成30年北海道胆振東部地震からの復興を振り返って」

山野下 誠（厚真町社会福祉協議会 厚真町高齢者生活福祉センター長、生活支援相談担当主幹、厚真町災害ボランティアセンター副センター長）

福祉の本出版目録 月刊福祉（2021年3月号）

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246

全社協出版部「民生委員・児童委員必携 第65集」

本書は、民生委員・児童委員制度の根拠法である民生委員法や児童福祉法の解説を中心とした内容です。

法律の解説をテーマとした号は8年ぶりであり、平成25年に民生委員法が改正されてからは、初めての発刊です。

第Ⅰ部では、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度、地域の子ども・子育て支援の現状を、第Ⅱ部以降は、民生委員法や児童福祉法を解説、関連する法律をまとめています。

『民生委員・児童委員必携 第65集～民生委員・児童委員活動と法律等の知識～』 全国民生委員児童委員連合会 編

【目次】

第Ⅰ部 民生委員・児童委員の活動を取り巻く動向

- 1.地域共生社会の実現に向けた取り組みと民生委員・児童委員活動に期待される役割
- 2.子ども・子育てをめぐる状況と民生委員・児童委員、主任児童委員に期待される役割

第Ⅱ部 民生委員・児童委員にかかわる法律等の解説

- 1.民生委員法の解説
- 2.児童福祉法の解説
- 3.民生委員・児童委員の協力が記されている法律等について

第Ⅲ部 資料編



【体 裁】 A4判 56頁
【発行年月】 令和3年1月
【発売価格】 283円（本体：257円）

福祉の本出版目録 民生委員・児童委員必携 第65集
https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/289

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（令和3年2月5日）及び「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」（令和3年2月8日）

令和3年2月5日、厚生労働省は、事務連絡「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」を発出しました。

この事務連絡では、新型コロナウイルス感染症に感染した要介護高齢者等の入院数が依然として高い水準で推移していること等を踏まえ、在宅の要介護高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合であって、やむを得ず、自宅療養を行う場合の留意事項等を取りまとめています。

具体的には、訪問系の介護サービス事業所がサービスを提供する際には、以下の点に留意することが示されています。

- サービスの提供に当たっては、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 感染している利用者に直接接触する場合または患者の排泄物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
- 自宅療養中においては、都道府県等が毎日健康状態のフォローアップを行うが、サービス提供中に状態の変化等がみられた場合は、事業所は速やかに都道府県等の担当職員に連絡すること。

なお、居宅介護支援事業所等においても、同様の対応をとること。

また、2月8日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」を発出しました。

現在、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

この事務連絡では、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないことから、感染防止対策を徹底した上で在宅の要介護（支援）者に対して必要な介護サービスを継続的に提供することを求めています。

〔参考〕現行制度上、各サービスの基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないこととされており、解釈通知において、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合とされています。

厚生労働省 病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000737981.pdf>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000735983.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」（令和3年2月12日）

令和3年2月12日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」を発出しました。

この事務連絡では、令和2年と同様に、理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催することや、計算書類や財産目録、現況報告書等の所轄庁への提出期限（6月末日）について柔軟に取扱うことなどが示されています。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）

※ 全社協地域福祉部整理

1 理事会の開催について

(1) 理事会の開催

- 理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず年度内に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。
- また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

(2) 理事会における「対面」の解釈

- 理事会については、社会福祉法第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。
- 「指導監査ガイドライン」でいう「テレビ会議等」とは、各理事の音声即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないことにつき、法人に対して周知すること。

(3) 理事会決議の省略

- 理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされることにつき、法人に対して周知すること。

(4) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

- 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、社会福祉法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっているが、この点、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとされている。

2 評議員会の開催について

(1) 評議員会の開催

- 評議員会の開催については、「1 (1) 理事会の開催」と「1 (2) 理事会における「対面」の解釈」と同様に取り扱われたいこと。

(2) 評議員会決議の省略

- 評議員会決議の省略については「1 (3) 理事会決議の省略」と同様であるが、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

3 事業計画書及び収支予算書について

- 事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催については、「1 理事会の開催について」又は「2 評議員会の開催について」のとおり、所轄庁が当該法人の指導監査を行うに当たっては、柔軟に対応することとされたいこと。

4 社会福祉法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類について

- 次の書類については、原則として法令の規定に従い、法人に備え置き、閲覧の用に供し、又は所轄庁あて届出を行わなければならないものであるが、職員の出勤抑制等により、法人において現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。
 - また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いにつき、柔軟に対応することとされたいこと。
- ① 社会福祉法第 45 条の 27 第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
 - ② 社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
 - ③ 社会福祉法第 59 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
 - ④ 社会福祉法第 55 条の 2 第 2 項の規定に基づき、会計年度終了後 3 月以内（6 月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

5 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査について

- 所轄庁が行う社会福祉法人に対する指導監査については、現に法人運営に支障が生じているなど、当該法人に対する指導を行う喫緊性が高く、指導監査を行うことにつき相当の理由がある場合を除き、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえつつ、所轄庁において延期を含め、適切に判断されたいこと。
- また、これにより、やむを得ず監査の実施周期が 3 年を超えることも妨げるものではないこと。

〔参考〕月刊福祉（2021 年 3 月号）

- コロナ禍における理事会・評議員会の WEB 会議や決議の省略の工夫や留意点については、『月刊福祉』（2021 年 3 月号）の「実践マネジメント講座 PART2 法人経営におけるガバナンスを学ぶ（第 22 回） WEB 会議や決議省略と議論の形骸化」（62 頁～65 頁）をご参照ください。

実践マネジメント講座

Part 2 法人経営におけるガバナンスを学ぶ（第 22 回）

「WEB 会議や決議省略と議論の形骸化」

菅田 正明（法律事務所 First Penguin 代表、弁護士・社会保険労務士）



厚生労働省「第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」（令和3年2月9日）

令和3年2月9日、「第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」が開催され、社会福祉連携推進法人の施行に向けた検討が行われました。

今回の検討会では、社会福祉連携推進業務の経営支援業務、物資等供給業務、貸付業務の論点と対応の方向性が示されました。

社会福祉連携推進法人の業務に関する論点整理

※ 全社協地域福祉部整理

論点	対応の方向性
<p>経営支援業務</p> <p>（論点） 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（経営支援業務）について、</p> <p>① 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営支援業務については、法第125条第3号の規定により、 ア 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図る取組であること イ 当該取組を社会福祉連携推進法人が支援するものであることに該当している必要がある。 ○ 「経営方法に関する知識の共有」については、特定の社員が持つ経営方法に関する知識を共有することに限らず、社会福祉事業の経営ノウハウを共有することが広く該当することとしてはどうか。 ○ 「当該取組を社会福祉連携推進法人が支援する」とは、当該取組の実施に当たって、社員間の連絡調整、社員へのコンサルティングなどの支援を行うことをいうものとしてはどうか。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理の代行は、効率的な経営方法のひとつであり、社会福祉連携推進法人が事務処理を代行することについては、特定の経営方法を社員間で共有するために、社会福祉連携推進法人が社員へ支援を行うことに該当する。 従って、社会福祉連携推進法人は、社員の事務処理を経営支援業務として行うことができることとしてはどうか。 ○ 社会福祉連携推進法人が事務処理の代行を行う際、他法令に違反しない範囲で行うことが必要となる。 会計関係の業務や人事労務管理の業務については、社会福祉法人が他者に事務処理を委託している例があるが、社会福祉連携推進法人が行う場合には、他法令に抵触しないもの（例えば、報酬等請求事務のデータの作成の代行や会計帳簿の記帳代行など）を行うことが可能となる。 ○ ①及び②を踏まえ、 ● 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施 ● 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施 ● 社員の財務状況の分析・助言 ● 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援 ● 社員の特定事務に関する事務処理の代行などを経営支援業務の例示としてはどうか。
<p>物資等供給業務</p> <p>（論点） 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（物資等供給業務）について、</p> <p>① 物資等供給業務として具体的に実施可能な取組は何か。</p> <p>② 社員の施設での給食の供給は実施可能か。</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資等供給業務については、法第125条第6号の規定により、 ア 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資であること イ 当該設備又は物資を社会福祉連携推進法人が供給することに該当している必要がある。 ○ 「当該設備又は物資を社会福祉連携推進法人が供給すること」については、社会福祉連携推進法人が一括調達して社員に供給することのほか、社会福祉連携推進法人が生産して社員に供給することを含むこととしてはどうか。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社員の施設で提供される給食の供給については、食品衛生法等関係法令を遵守したうえで、社員から社会福祉連携推進法人が委託を受けて、物資等供給業務の一環として行うことができることとしてはどうか。 ○ その際、給食に必要な設備については、特定の社員の施設の厨房を活用するほか、社会福祉連携推進法人が必要な設備を持つことも認められることとしてはどうか。 ○ ①及び②を踏まえ ● 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達 ● 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達 ● 介護記録の電子化等 ICT を活用したシステムの一括調達 ● 社員の施設で提供される給食の供給などを物資等供給業務の例示としてはどうか。

論点	対応の方向性
<p>貸付業務</p> <p>（論点） 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの（貸付業務）について、 ① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員（社会福祉法人）のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。</p>	<p>① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ○ 契約方法は、以下の通りとしてはどうか。 ① 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との金銭消費貸借契約、社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との金銭消費貸借契約を、それぞれ締結する。 ② 貸付資金が返済不能になる場合に備え、返済不能時の資金回収手続や、回収資金分配等の処理について、私法上の契約を結ぶ。 ○ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との契約及び社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との契約の履行（貸付金の振込）は同一日に行うこととしてはどうか。 ○ 社会福祉連携推進法人の目的に鑑み、貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との金銭消費貸借契約、社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との金銭消費貸借契約には、債権譲渡禁止特約を盛り込むこととしてはどうか。 ② 貸付原資を提供する社員（社会福祉法人）のルール 【社会福祉連携推進法人への貸付の要件】 ○ 貸付原資提供社員の法人運営の安定のため、社会福祉連携推進法人への貸付金の提供に当たっては、以下を要件としてはどうか。 ① 拠点区分として本部拠点を設け、当該本部拠点の貸借対照表に社会福祉連携推進法人への貸付金を計上すること。 ② 貸付を行う年度の前年度の法人全体の事業活動計算書における当期活動増減差額が黒字であること。 ③ 直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額を上限とすること。 ④ 貸付金原資を調達する目的で、金融機関等からの借入、資産の売却を行わないこと。 ⑤ 貸付金利は高利でない適正な利率（無利子含む）であること。 ⑥ 当該社会福祉連携推進法人から貸付けを受けていないこと。 【貸付原資提供社員の手続】 ○ 理事会、評議員会において、貸付の当事者で合意すべき内容について承認を受けることとしてはどうか。その際、貸付対象社員の状況次第では、返済されない可能性があることを十分考慮したうえで、理事会、評議員会において丁寧に議論していただき、手続を進めることとしてはどうか。 ○ 貸付原資提供社員の法人運営の安定性が損なわれることのないよう、貸付原資提供社員は、社会福祉連携推進法人への貸付けについて、予め所轄庁に相談することが望ましいこととしてはどうか。 ○ また、貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付けは、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならないこととしてはどうか。 【貸付原資の社会福祉法人の事業の位置づけ】 ○ 貸付原資提供社員から提供される貸付原資は、法人本部の資金であり、貸付対象社員への貸付金の使途は社会福祉事業に限定されていることから、貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付けは、社会福祉法人の事業区分上は、社会福祉事業の一環として位置付けられるものであることとしてはどうか。 【その他】 ○ 貸付原資の提供は複数の社員からできるが、貸付対象社員を除く全社会福祉法人である社員から行わなくてもよいこととしてはどうか。 ○ 貸付原資提供社員は、提供上限額の範囲内であれば、社会福祉連携推進法人を介して複数の社員に対して、同時に複数の貸付けを行うことを妨げるものではないこととしてはどうか。 ③ 貸付けを受ける社員のルール ○ 理事会、評議員会において、貸付の当事者で合意すべき内容について承認を受けることとしてはどうか。 ○ 抵当権等の担保の設定については、社会福祉連携推進法人からの貸付以外の場合と同様、基本財産を担保とする場合のみ、貸付対象社員は、当該法人の所轄庁の認可を得る必要があることとしてはどうか。 ○ 貸付金使用后、社会福祉連携推進法人に対して、速やかに当該貸付金の使用状況について報告を行わなければならないこととしてはどうか。 ○ 貸付対象社員の脱退の手続については、社会福祉連携推進法人への加入脱退は原則自由であることも踏まえ、精算等に留意しつつ、社員総会における全員の一致の決議が必要とすることなど定款に定めることが望ましいことを示すこととしてはどうか。 ○ 複数の社会福祉連携推進法人から同時に貸付を受けることはできないこととしてはどうか。 ○ 同一社員が複数回貸付けを受けることを妨げるものではないが、この場合、既貸付金が完済されている必要があることとしてはどうか。 ④ 金利や上限額の設定等 【貸付期間】 法人の経営環境は、報酬改定など3年程度で大きく変わることがあり得ることから、貸付原資提供社員の運営に支障のないように、貸付期間は3年以内としてはどうか。</p>

論点	対応の方向性
<p>貸付業務</p> <p>(論点) 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの(貸付業務)について、</p> <p>① 貸付けの当事者で合意すべき内容 ② 貸付原資を提供する社員(社会福祉法人)のルール ③ 貸付けを受ける社員のルール ④ 金利や上限額の設定等 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在等をどのように考えるか。</p>	<p>④ 金利や上限額の設定等(続き) 【貸付金額の上限】 貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付金額については上限を設けることを前提に、社会福祉連携推進法人から貸付対象社員への貸付け金額については、返済可能な額としてはどうか。 【貸付金の金利の設定等】 貸付けの安定性を確保するため、 ① 高利でない適正な利率(無利子含む)が設定されていること ② 担保や保証人の設定等が必要に応じて適切に行われていること ③ 貸付けに当たっての事務手数料等については、会費や金利に上乗せして回収することが考えられるが、利益を得る目的で不当に高額な価格を設定することは認められないこと ④ 適切な遅延損害金の設定を行うことをルールとしてはどうか。 【貸付金の用途】 貸付対象社員が社会福祉事業の継続に最低限必要と認められる用途で、かつ、返済が見込まれやすいものに限定してはどうか。 また、用途の例示としては、 ① 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な改修 ② 貸付対象社員が行う社会福祉事業の安定的な運営に必要な職員の人件費等として、貸付対象社員の役員等報酬に充てることは認められないこととしてはどうか。 ⑤ 焦げ付いた場合の責任の所在 ○ 返済の延滞時や不能時の取扱いに沿って、期限延長等の処理を行うこととし、それでも返済が期待できない場合は、社会福祉連携推進法人は、貸付けの当事者で合意した返済不能時の処理に沿って、処理を行うこととしてはどうか。 ○ 抵当権等を設定している場合には、貸付対象社員の施設の状態も踏まえつつ実行し、貸付原資提供社員への弁済を行うこととしてはどうか。 ○ 弁済不能が見込まれる貸付金については、貸付原資提供社員の計算書類において見える化されるよう、例えば、「引当金」に計上するなど、会計上のルールを明確化することとしてはどうか。(具体的なルールの内容については、別途、社会福祉連携推進法人の会計基準の策定作業において、併せて検討。)</p> <p>⑥ その他 (1) 社会福祉連携推進法人のルール ○ 社会福祉連携推進方針には、貸付について合意すべき内容のうち、以下について貸付対象社員ごとに記載し、所轄庁の認定を受けることとしてはどうか。(変更も同様。) ① 貸付対象社員の名称 ② 貸付の金額及び契約日 ③ 予算・決算等の貸付対象社員の重要事項の承認方法 ○ 手続が円滑に行われるよう、所轄庁による上記の認定の前に、貸付原資提供社員及び貸付対象社員は、各法人内での手続を完了させなければならないこととしてはどうか。 ○ 貸付原資提供社員から社会福祉連携推進法人への貸付金については、他の資金と区分経理し、貸付対象社員への貸付け以外への使用を禁止してはどうか。 ○ 所轄庁が貸付業務の終了(貸付原資提供社員への返済完了)を把握するために、貸付業務の終了後は、社会福祉連携推進方針の変更の認定を受けなければならないこととしてはどうか。 (2) 所轄庁の認定 ○ 社会福祉連携推進法人の所轄庁は、高利でない適正な利率が設定されていることや、担保や保証人の設定が必要に応じて適切に行われていることなど、社会福祉法人の法人外流出の禁止などの観点から、貸付内容を確認するとともに、必要に応じて貸付原資提供社員及び貸付対象社員の所轄庁等に対して情報提供、意見照会を行い、特段の問題がなければ、認定して差し支えないこととしてはどうか。 ○ 所轄庁が円滑に認定できるよう、施行までに認定のチェックリストを作成すべきはないか。 (3) その他 ○ 「社会福祉連携推進法人の貸付業務による貸付けは、民間金融機関やWAMの補完的な役割を担うものであること」を通知に明記してはどうか。 ○ 既に貸付業務以外の社会福祉連携推進業務の実施について認定を受けた社会福祉連携推進法人が、新たに貸付業務を行う場合には、社会福祉連携推進評議会での意見聴取を経て、理事会、社員総会の承認を受けなければならないこととしてはどうか。</p>

厚生労働省 第3回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16644.html

厚生労働省「第2回社会福祉法人会計基準等検討会」（令和3年2月15日）

令和3年2月15日、「第2回社会福祉法人会計基準等検討会」が開催され、①社会福祉連携推進法人会計基準策定に関する基本的な方針、他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方について検討が行われました。

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方については、平成23年の新社会福祉法人会計基準導入以降、他の会計基準で議論が進んでいるものの取扱いが明確になっていない事項に関して、社会福祉法人会計基準の取扱いの対応の方向性が示されました。

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用の考え方（案）

※全社協地域福祉部整理

論点	現状	対応の方向性
1. 会計方針に関する事項		
<p>(1) 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会計処理は、企業会計基準において、投資家による会計数値の正確な期間比較、企業間比較を可能とし、投資意思決定に資するために求められているもの。具体的には、会計方針の開示の内容、及び会計方針が変更された場合や過去の計算書類に誤謬が発見された場合に過去の計算書類に遡及して訂正する処理を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準においては、開示すべき会計方針は記載されているが、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理の記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準では、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用されず、過去の計算書類に遡及して訂正する処理を求めていることをQ & Aで明確にしてはどうか。 (理由) 小規模法人が多い社会福祉法人にとって、過去の計算書類に遡及して会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計処理は、多大な事務負担となることが想定されるため。
<p>(2) 消費税等の会計処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会計処理は、消費税等の会計処理つき、税抜き方式（「税抜き方式」とは、消費税額及び地方消費税額を売上高や仕入高等に含めないで区分して経理する方法）を求めるもの。企業会計では、「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号）において「税抜き方式」の適用が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準においては、消費税等の会計処理について記載がない。 ただし、平成23年の新会計基準に関する意見募集（パブリックコメント）への回答の中で、「税込方式を前提としつつ、法人として税抜き方式を選択することも可能である」とする考え方を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準では、「税込方式を前提としつつ、法人として税抜き方式を選択することも可能である」ことをQ & Aで明確にしてはどうか。 (理由) 基本的に税負担者となることが多い社会福祉法人は、本来税込み方式（「税込み方式」とは、消費税額及び地方消費税額を売上高や仕入高等に含めて経理する方法）が適用されているものと考えられるため。 法人の事業内容によっては課税売上割合が異なるが、法人の自主的な判断で税抜き方式を採用することも可能とする現行の考え方は、実務上適していると考えられるため。
2. 貸借対照表に関する事項		
<p>(1) 満期保有目的の債券の保有目的の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> 本会計処理は、企業会計基準において、満期保有目的の債券に分類された債券について、償還期限前に売却を行った場合、満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準においては、局長通知において、満期保有目的の債券についての規定※があるが、償還期限前に売却を行った場合の取扱いについては記載がない。 ※ 満期保有目的債券は原価評価であること、取得後の満期保有目的の振替は認められないことなど。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人会計基準において、満期保有目的の債券を償還期限前に売却を行った場合、満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える会計処理を社会福祉法人に求めることを局長通知で明確にして

<p>目的有価証券又はその他有価証券に振り替えるもの。保有目的を変更することにより、原価評価から時価評価に変更される。</p>		<p>かどうか。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券である。従って、法人が時価等の変動や法人の資金繰り如何で償還期限前に売却を行った場合、満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力が認められるとは言えず、保有目的の変更があったと捉えて然るべきであるため。 ● 実務上、基本財産を満期保有目的の債券に分類し、償還期限前に売却している事例が見受けられ、会計上の取扱いを明確にする必要があるため。 ● 本取扱いは、社会福祉法人が満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合の会計上の取扱いを明確にするものであり、すべての法人に新たな負担を求めるものではないため。
<p>(2) 固定資産の減損に関する会計処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準上「減損会計基準」と呼ばれ、減損の兆候、減損損失の認識、減損損失の測定等、固定資産価値の下落に関する厳密な会計処理を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、資産価値の下落について、企業会計基準における「減損会計基準」とは別に強制評価減※の会計処理を求めている。 ※ 会計年度末日の時価が取得原価よりも著しく下落している（概ね 50%超下落）資産について、時価が取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価評価すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準では、固定資産の減損については、現行（「減損会計基準」とは別に「強制評価減」を採用）のまま変更しないこととしてはどうか。 (理由) ● 公益法人同様、社会福祉法人も、現行の方法の改正を必要とする事情変更はみとめられないため。
<p>(3) 資産除去債務に関する会計処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準において、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に基づく建造物の解体や修繕等の原状回復義務 ・ 法令に基づく有害物質の除去義務 など、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該資産を除去する際に、法令や契約により求められる法律上の義務が発生した時に負債計上するとともに必要な注記を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、資産除去債務に関する規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準では、資産除去債務に関する会計処理が適用されないことを原則的な方法としつつ、社会福祉法人が自主的に本会計処理を適用することは可とすることを Q & A で明確にしてはどうか。 (理由) ● 資産除去債務に関する会計処理が求められている契約に基づく原状回復義務や法令等に基づく有害物質等の除去義務については、局長通知第 18 「引当金について」の 4 要件を充たした段階で引当金処理することが義務となっている。 ● 但し、社会福祉法人の中には、期間費用を平準化するニーズもあると考えられることから、自主的に本会計処理を適用することについて認めてもよいと考えられる。
<p>(4) 退職給付会計における原則的な会計処理について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、課長通知において、 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則的な会計処理を採用した場合の具体的な処理方法

<ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準において、従業員への退職給付について引当金及び退職給付費用を計上する会計処理として、退職時に見込まれる退職給付総額のうち当期末までに発生していると認められる額を、一定の割引率と予想残存勤務期間に応じて割引計算することなどにより算定するもの。 	<p>退職給付会計における原則的な会計処理の例外として簡便的な会計処理が記載されているが、原則的な会計処理についての具体的な記載がない。</p>	<p>を課長通知及びQ&Aで明確にしてはどうか。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人の会計実務上、独自の退職給付制度を設ける法人の多くは簡便的な会計処理を採用しているため。 ● 実務上、退職給付の対象となる職員数が300人以上の規模の大きい法人が独自の退職給付制度を設け、原則的な会計処理をしている事例が見受けられることから原則的な会計処理が必要な法人の会計処理も明確に示すことが有用であるため。
<p>3. 事業活動計算書に関する事項</p>		
<p>(1) 工事契約に関する収益の会計処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準において、工事契約を締結した際に、工事契約による収益や原価を、工事の完成前でもその進捗度に応じて計上するための要件や、工事進捗度の見積方法など、工事契約の会計処理を定めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、工事契約に関する会計処理の規定がない。 	<p>社会福祉法人会計基準上、工事契約の会計処理等を規定せず、現行のまま特段の対応をしないこととしてはどうか。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人において、工事契約を業務として行うことは想定されず、本会計処理の判断を求められるケースは想定されないと考えられるため。
<p>4. 計算書類の注記に関する事項</p>		
<p>(1) 金融商品の状況に関する注記について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準において、金融商品の状況に関する事項（金融商品に対する取組方針、金融商品の内容及びそのリスク、金融商品に係るリスク管理体制）を注記するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、第29条において注記すべき事項が列挙されているが、この中で、金融商品の状況に関する注記は規定されていない。 ● 但し、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」の注記を求めており、法人が当該箇所にて自主的に情報開示することは可能である。 	<p>現行のまま変更しないこととしてはどうか。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人では、公益財団法人のように事業財源の相当部分を金融商品の運用益によって賄われている実態は一般的ではないため。 ● 社会福祉法人の基本財産は安全確実な資産での運用が求められ、又、基本財産以外の資産についても、リスク資産での運用は制限されるため、金融商品の状況に関する注記の必要性は乏しいと考えられるため。
<p>(2) 賃貸等不動産の時価等の注記について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本会計処理は、企業会計基準において、賃貸収益又はキャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されている「賃貸等不動産」について、その概要、時価の期中における主な変動、期末における時価の算定方法、損益等の注記を求めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人会計基準においては、賃貸不動産の時価等の注記の規定はない。 ● 但し、「その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」の注記を求めており、法人が当該箇所にて自主的に情報開示することは可能である。 	<p>現行のまま変更しないこととしてはどうか。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人においては、賃貸不動産の総資産に占める割合は軽微であることが想定されるため。

厚生労働省 第2回社会福祉法人会計基準等検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16748.html

厚生労働省「第3回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」（令和3年2月8日）

令和3年2月8日、「第3回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」が開催され、成年後見制度における市町村申立に関する実態調査結果（速報値）が公表されました。

「成年後見制度における市町村申立に関する実態調査結果（速報値）」の概要は以下のとおりです。

- 地域毎の運用ルールを決めている地方自治体は、6都道府県、47市町村（3%）。
- 申立基準の明確化を求める市町村は、37都道府県、1,154市町村（66%）。
- 住所と居所を有している者のみを申立の対象としている地方自治体は240市町村。
- 住所はあるが居所がない者についても、申立対象としている市町村は1,008市町村あり、これらの市町村においては、保険者、障害福祉サービスの支給決定市町村等である場合に申し立てをしている。
- 虐待案件等の緊急時において、申立の意向確認を省略することについては、省略するほうがよいと回答したのは1,058市町村（61%）、実施するほうがよいと回答したのは690市町村（39%）。

調査結果を踏まえ、審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策、市町村申立における親族調査の在り方に関する更なる論点が以下のとおり示されました。

調査結果やこれまでの議論を踏まえ更に検討が必要な内容について

※ 全社協地域福祉部整理

審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための方策について

【更に検討が必要な内容について】

- 審判の請求を行うべき市町村は、一義的には、援護等を行う市町村（措置権者・生活保護の実施機関・介護保険の保険者・自立支援給付の実施主体）が行うものとした上で、現居住市町村（病院・施設等の所在地）は、現居住地でなければ速やかに行うことが難しい実務については、援護等を行う市町村の要請に応じ、協力することとしてはどうか。
- 援護等を行う市町村が複数存在する、以下のような事例はどう考えるか。
 - ※ 事例1 高齢障害者が有料老人ホーム等に入所しつつ、障害福祉固有のサービスを利用した場合 → 障害福祉サービスの支給決定は施設所在地の市町村、介護保険の保険者は入所前の市町村となる
 - ※ 事例2 精神科病院に入院中の障害者（生活保護受給者）が退院してGHを利用する場合 → 保護の実施機関は病院所在市町村、障害福祉サービスの支給決定は入院前の市町村
- その他、上記に抛りがたいケースは想定されるか。
- また、すべてのケースを網羅的に想定することは困難と考えられる一方で、審判の請求は速やかに行うべきであることから、市町村間での調整が難航する場合は、速やかに都道府県が審判の請求を行うべき市町村を決定することが必要ではないか。
- その場合、現居住市町村（病院・施設等の所在地）と、援護等を行う市町村（措置権者・保険者等）が異なる都道府県にまたがる場合をどう考えるか。

市町村申立における親族調査の在り方について

【更に検討が必要な内容について】

- ①親族関係の戸籍調査、②親族自身が申立を行う意向があるかどうかの調査、③成年後見制度を利用開始すること等への意向調査それぞれの親族調査について調査省略を可能とすることについて、虐待事案における養護者支援の観点も踏まえ、どのように考えるべきか。
- また、調査省略を可能とすることとした場合、基本的には虐待者への調査を省略することとしてはどうか。
- 併せて、これらの調査の考え方について迅速化の観点から、明確化することとしてはどうか。
- 虐待事案以外で親族調査の省略が考えられる事例としてどのようなものが考えられるか。

厚生労働省 第3回成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16560.html

厚生労働省「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件（案）」に関するパブリックコメント」（締切：令和3年3月2日）

令和3年2月1日、厚生労働省は、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（以下、基本指針）の改正に関するパブリックコメントを開始しました（締切：令和3年3月2日）。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件（案）

※ 全社協地域福祉部整理

<改正の内容>

【地域福祉の推進に関する事項】

- 社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないこととされたことを踏まえ、基本方針においても、これに関する考え方等を記載する。

【地域共生社会の理念に関する事項】

- 地域共生社会は、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会であり、実現に当たっては、この理念を踏まえた包括的な支援体制の整備が重要であることを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載する。

【重層的支援体制整備事業に関する事項】

- 基本方針において、以下①～⑧の事項に関する考え方や留意点等を記載する。
- ① 重層的支援体制整備事業の目的
 - 重層的支援体制整備事業は、地域住民の複合化・複雑化した地域生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施するとともに、対象事業に係る交付金を一体的に交付する等の財政支援を行うものであること。
- ② 重層的支援体制整備事業の内容
 - 重層的支援体制整備事業は、①の目的を達成するために、社会福祉法第106条の4第2項第1号から第6号までに掲げる以下(1)～(5)の事業を一体のものとして実施すること。なお、(1)～(5)の事業を実施するにあたっては、それぞれ以下に記載する点に留意すること。
 - (1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）
 - 包括的相談支援事業として社会福祉法第106条の4第2項第1号に掲げる事業のうち一つの事業のみでは対応が難しい地域生活課題については、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行うとともに、複合化・複雑化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要な地域生活課題については、(5)の多機関協働事業につなぎ、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図ること。
 - (2) 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）
 - 本人やその世帯が抱える地域生活課題や支援ニーズを丁寧に把握した上で、福祉サービスその他社会参加に向けた取組との間の連絡調整等を行い、本人や世帯が望む形での社会参加を実現するとともに、必要に応じて、地域の福祉サービスその他社会参加に向けた取組のための環境整備を行うこと等が重要であること。
 - (3) 地域づくりに向けた事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）
 - 地域で実施されている個別の地域活動や居場所の取組、それらに取り組む者を把握し、「人と人」「人と地域活動や居場所」をつなぎ合わせるコーディネートの役割が求められること。
 - (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）
 - 地域社会からの孤立が長期にわたる者等の必要な支援につなぐににくい者等への支援を進めるに当たっては、地域のネットワークを通じて地域の状況に係る情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築し、潜在的な支援ニーズを有する者の存在を早期に把握することが重要であること。
 - 本人やその世帯との信頼関係を構築するため、丁寧かつ確実な働きかけを行うこととともに、緊急性のある事例を把握した場合には、速やかに警察や医療機関等と連携する必要があること。
 - (5) 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）
 - 一つの支援関係機関では対応が困難な複合化・複雑化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を表した支援プラン（社会福

社法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号) を策定し、意識の共有を図ること。

- 支援関係機関間の有機的な連携体制の中で、地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要であること。

③ 重層的支援体制整備事業の効果

- 属性を問わない相談支援において、本人やその世帯が抱える地域生活課題を断らず包括的に受け止めることで、参加支援や地域づくりに向けた支援が地域の支援ニーズに合わせたより効果的な実施が可能となるとともに、本人やその世帯の状況等に応じたオーダーメイドの支援が実現し、属性を問わない相談支援が一層効果的に機能すること。
- 地域づくりに向けた支援を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、本人やその世帯が抱える地域生活課題に対する他の地域住民の気づきが生まれやすくなり、早期に相談支援につながるようになるとともに、新たな地域活動が開拓・開発されることにより、参加支援において本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援を実施しやすくなること。
- 災害や感染症の流行等の緊急事態の発生時における支援体制の充実を図ることができるとともに、地域から孤立する傾向にある被災者の地域とのつながりを取り戻し、生活を再建すること。
- 包括的な支援体制が構築されることによって、「支える」「支えられる」といった関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いの関係性が生まれること。
- 世代や属性、国籍を超えた多様な関わりを通じて、地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を受け入れる意識を育むことにつながる。

④ 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

- 包括的な支援体制の整備の検討に当たっては、市町村の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制や進め方等について、認識の共有を図ることが重要であること。

⑤ 重層的支援体制整備事業実施計画

- 社会福祉法第 106 条の 5 第 1 項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画（以下「計画」という。）の策定過程においては、地域住民が抱える課題等について地域住民や支援関係機関と議論を行い、重層的支援体制整備事業の理念や目指すべき方向性について、認識の共有を図ることが重要であること。
- 重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしていることから、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関の共通認識を踏まえた計画の策定、計画に基づく事業の実施、評価・検証及びその結果を踏まえた必要な見直しを行うことが重要であること。

⑥ 支援会議

- 社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議は、市町村や支援関係機関等により構成されるものであり、同条第 5 項の規定により構成員には守秘義務が課されることから、本人同意が得られないため支援関係機関等で支援のための体制整備が進まない場合であっても、情報共有の場として、有効に活用することが期待されること。
- 支援会議については、地域における既存の会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めること。

⑦ 人材及び資質の確保

- 包括的な支援に携わる者は、地域共生社会の理念に対する理解や意識を高め、地域生活課題の解決を目指す支援と、本人やその世帯とつながり続けることに価値を置く支援とを組み合わせる進めることや、地域において地域共生社会への意識啓発を進めることが求められること。
- また、市町村においては、このような資質を確保するために、研修の実施や支援者間のネットワークづくりなどの人材育成のための取組が求められること。

⑧ 留意点

○ 重層的支援体制整備事業の適切な委託先の選定

- 市町村における委託先の選定に当たっては、支援の質や内容、委託を受けようとする団体の事業や経営の継続性、当該市町村内での事業実績などを踏まえ、地域の関係者の意見も聞きながら総合的に評価することが重要であること。
- 委託先を選定した後も、委託先における事業実施や支援の状況等を把握するとともに、事業改善に向けた議論と取組を行うこと。

○ 重層的支援体制整備事業における社会福祉の専門職の役割

- 支援関係機関の連携体制による伴走型支援が求められることから、社会福祉分野等の専門職の役割が重要であること。
- 社会福祉分野等の専門職が中心となって、保健医療、福祉、子ども子育て支援、労働、教育等の他職種や多機関が柔軟に連携する体制を整備すること。
- 重層的支援体制整備事業の実施状況に関する適切な情報公開
 - 市町村においては、様々な世代や生活環境の地域住民がアクセス可能となるような形で、重層的支援体制整備事業の実施状況やその前提となる地域分析の結果など関連情報の公開を適切に行う必要があること。

【都道府県の責務に関する事項】

- 社会福祉法第6条第2項において、国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮することとされたことを踏まえ、基本指針においても、都道府県の責務として、これに関する考え方等を記載する。
- 社会福祉法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、市町村の実情に応じて、必要な助言、情報提供、人材育成等の援助を行うこととされたことを踏まえ、基本指針においても、都道府県の責務として、これに関する考え方等を記載する。

【災害対応や感染症対策などの状況への対応】

- 近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県や市町村においては、これらの緊急事態にも対応する支援体制を構築する必要があるが、重層的支援体制整備事業の支援体制を含む包括的な支援体制は、災害や感染症等の流行により生じる多様な支援ニーズにも有効であり、支援関係機関の連携ネットワークにおける柔軟かつ分野横断的な支援体制の整備が必要であること。
- 具体的には、地方公共団体や支援関係機関等が連携し、
 - 広域的な支援や連携を含め、緊急事態の発生時の支援体制をあらかじめ議論し、必要な体制の整備を進める
 - 緊急事態の発生時に必要な物資について、備蓄・調達体制等をあらかじめ議論し、必要な体制の整備を行う
 - 防災や感染症対策等についての周知啓発や研修、訓練を実施するといった取組が考えられること。

<告示日等>

告示日：令和3年3月下旬（予定）

適用期日：令和3年4月1日（改正法の施行日と同日）

e-GOV 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件（案）に関する御意見募集について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200419&Mode=0>

厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する件（案）」に関するパブリックコメント」（締切：令和3年3月4日）

令和3年2月3日、厚生労働省は、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に住民主体のサービスを継続的に利用する要介護者を追加する省令改正を受けて、「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」の改正に関するパブリックコメントを開始しました（締切：令和3年3月4日）。

介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する件（案）

※ 全社協地域福祉部整理

<改正の内容>

- (1) 第1号事業の対象者の弾力化
第1号事業の対象者について、第1号事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加することとしたことを踏まえ、所要の見直しを行う。
- (2) 第1号事業のサービス価格の上限の弾力化
第1号事業のサービス価格の上限について、国が定める額を勘案して市町村が定めることとしたことを踏まえ、所要の見直しを行う。
- (3) その他所要の改正を行う。

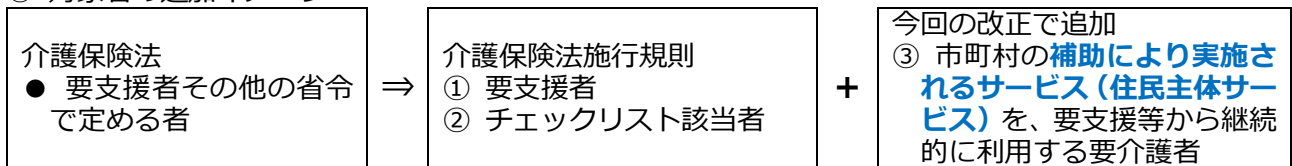
<告示日等>

告示日：令和3年3月（予定）
適用期日：令和3年4月1日

〔参考〕総合事業の対象者の弾力化

- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年10月22日厚生労働省令第176号）
 - ① 総合事業の対象者の弾力化【第140条の62の4関係】
 - 介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。
 - ② 総合事業のサービス価格の上限の弾力化【第140条の63の2関係】
 - 介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、国が定める額を勘案して市町村が定める額とする。
- ※ 施行日は令和3年4月1日

○ 対象者の追加イメージ



※ 介護予防・生活支援サービス事業のサービス類型

	訪問型／通所型 従前相当サービス	訪問型／通所型 サービスA	訪問型／通所型 サービスB	訪問型／通所型 サービスC	訪問型 サービスD
内容	従前の予防給付相当	緩和された基準	住民主体	短期集中予防	住民主体の移動支援
提供方法	事業者指定	事業者指定、委託	補助	直接実施、委託	補助

〔出所〕令和2年度全国厚生労働関係部局長会議老健局説明資料をもとに作成

e-GOV 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200426&Mode=0>

情報提供・ご案内

東京ボランティア・市民活動センター「市民学習コーディネーター推進事業報告会－「市民」が「市民学習」をすすめるために」（令和3年3月6日）

このたび、東京ボランティア・市民活動センターが4年間にわたり取り組んできた「市民学習コーディネーター推進事業報告会」を開催することとなりましたのでご案内いたします。

報告会では、市民が担い手となって、子どもたちの市民学習を学校と協働ですすめているキーパーソンと連携するための取り組み状況をご報告します。

市民の手による市民学習の推進を今後どのようにすすめていくかを議論する場にもしたいと思っております。

福祉教育やボランティア学習ご担当のみなさまぜひご参加ください。

市民学習コーディネーター推進事業報告会－「市民」が「市民学習」をすすめるために

【日 時】 令和3年3月6日（土）14時～17時

【会場・定員】 zoom参加（定員50名）

東京ボランティア・市民活動センター会議室（若干名）

【主な内容】

① 共同研究地区の取り組み報告

北区社会福祉協議会、狛江市市民活動支援センター

② 基調講演

「新しい学校づくりに市民学習（シティズンシップ教育）が果たす役割」

市民学習コーディネーター推進委員会委員長

唐木 清志（筑波大学教授）

③ パネルディスカッション

「市民の手による市民学習推進の今後について」

〔シンポジスト〕

岡田 栄（NPO法人CCCNET）

黒澤 貴子（杉並区社会福祉協議会）

白石 珠美（狛江市市民活動支援センター）

〔指定発言者〕

学校関係者

〔コーディネーター〕

市民学習コーディネーター推進委員会副委員長

石井 洋子（聖心女子大学准教授）

④ 参加者との意見交換

【申込方法】

東京ボランティア・市民活動センターホームページ「ボラ市民ウェブ」内専用ページの申込フォームからお申込みください。

【申込フォーム】 <https://www.tvac.or.jp/news/50599>

【締 切】 令和3年2月28日（日）※定員になり次第締め切らせていただきます。

【問合せ先】 社会福祉法人東京都社会福祉協議会

東京ボランティア・市民活動センター

市民学習担当（齊藤・榎本・色部・熊谷）

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階

TEL: 03-3235-1171 FAX: 03-3235-0050

E-mail: shimin@tvac.or.jp

東京ボランティア・市民活動センター 市民学習コーディネーター推進事業報告会

<https://www.tvac.or.jp/download/148f73e148.pdf>